



島根県報

平成30年2月20日（火）

号外第14号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示**島根県告示第75号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年 2 月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員		
県 道	大田桜江線	大田市祖式町字新五郎 2983番4地先から同地 先まで	前	メートル 8.10～ 8.80	メートル 11.00	県央県土整備 事務所大田事 業所 災害復旧工事 拡幅
			後	18.50～ 32.80	11.00	

島根県告示第76号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成30年 2月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江鹿島美保関線	松江市殿町191番12地先から同町345番地先まで	メートル 152.60	平成30年 2月20日	松江県土整備事務所	
〃	窪田山口線	大田市山口町佐津目字田原870番1地先から同町山口字川奥768番2地先まで	160.00	平成30年 2月20日	県央県土整備事務所大田事業所	